

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社松屋フーズホールディングスと称し、英文では MATSUYA FOODS HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店業
2. 農畜水産物等、食品原材料の販売および輸出入
3. 農畜水産物を原料とする加工調理食品の製造、販売および輸出入
4. フランチャイズ形態による飲食店業の技術および経営指導
5. 不動産売買・賃貸・仲介および管理
6. 厨房設備、空調設備、事務用機器、自動販売機および飲食店用什器・備品の賃貸、売買および輸出入（古物も含む）
7. 酒類・煙草・米穀類および日用品雑貨の販売
8. 損害保険代理業
9. 建築物の設計、販売および工事監理並びに土木、建築および造園工事の施工請負業
10. 建築資材の輸入販売
11. 産業廃棄物・一般廃棄物の処理業及び収集運搬業
12. クリーニング業
13. リネンサプライ業
14. 衛生用品の売買
15. 内装仕上げ工事・管工事の設計並びに施工
16. 建物の維持管理業務
17. 福利厚生事務、保険事務の処理業務及び福利厚生施設の維

持管理に関する業務

18. 給与計算代行業務

19. 帳簿の記帳、文書管理等の総務事務及び、情報システムの管理運営に関する業務

20. 各号に附帯する一切の事業

2. 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都武蔵野市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、70,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都区内においても招集することができる。

(基準日)

第12条 当社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長の任にあたる。

(株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第14条(株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供)の削除および定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名に限る。この場合、株主または代理人は代議権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。

(役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長の任にあたる。
2. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

- 第23条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

- 第24条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任)

- 第25条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第27条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第28条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第29条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第32条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

附 記

平成13年6月27日 改訂
平成14年6月25日 改訂
平成15年6月24日 改訂
平成16年6月24日 改訂
平成17年6月23日 改訂
平成18年6月22日 改訂
平成19年6月21日 改訂
平成21年6月24日 改訂
平成28年6月24日 改訂
平成29年6月27日 改訂
平成30年6月26日 改訂
令和 4年6月27日 改訂